

共通様式の対象となる手続等一覧（2026年9月15日現在）

（注）下表に記載した手続等に加え、警察への相談を行う場合や、その他所管省庁から本様式により報告を行うよう要請等があった場合も共通様式を利用することができます。

#	事業者所管省庁	
1	－	個人情報の保護に関する法律 第26条第1項、第68条第1項の規定による漏えい等報告
2	－	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第29条の4第1項の規定による漏えい等報告
3	－	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律 第5条、第45条第5項
4	総務省	電気通信事業法(業務停止等の報告) 第28条
5	総務省	放送法(重大事故の報告) 第113条、第122条、第137条
6	総務省	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
7	国土交通省	航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
8	国土交通省	空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
9	国土交通省	港湾運送事業法 第33条
10	国土交通省	港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
11	国土交通省	健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について
12	国土交通省	水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
13	国土交通省	鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
14	国土交通省	物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
15	厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
16	厚生労働省	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法 第27条
17	経済産業省	ガス関係報告規則 第4条
18	経済産業省	クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン
19	経済産業省	割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針
20	経済産業省	石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン
21	経済産業省	石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
22	経済産業省	電気関係報告規則 第3条、第3条の2
21	金融庁	銀行法 第24条その他金融分野の各業法の規定に基づく障害等発生報告
22	金融庁	銀行法施行規則 第13条の6の5の2その他金融分野の各業法の規定に基づく漏えい等報告
23	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 第11条第2項